

人々が自給自足ないしは取引を行うにせよ現金で即時に決済するという生活を送っていた時代には、私が研究の対象とする倒産という現象はなかつたであろう。逆に言えば、決済を将来の日とする信用取引が始まった時から、信用の供与を受けた者（債務者）の財産状態が悪くなり決済できない状態（支払不能）に陥る「倒産」は、避けられない現象となつた。以来、倒産現象への対応は、時代と体制を問わず、人々の宿題となつた。信用を供与した債権者の権利をいかに扱うか、倒産した債務者をどう遇していくか、法律論としての倒産法は古くローマの時代にその萌芽がみられ、また、現代にあつては、倒産を予定しなかつた旧社会主義国にも必要な法分野であることがはつきりした。

倒産した債務者の少なすぎる財産へ群がる多数の債権者、この放つておくと混乱と無秩序に流れがちな現象を前に、債権者の権利を公平に処するとともに、債務者の更生を確保していく法制度が確立する。日本でも、徳川中期の御定書百箇条に規定され

た身代限、分散、あるいは地方の慣習法としての「仕法」が、ここで言う倒産法に相当するものとして存在していた。しかし、他の法分野と同様、固有法とはほとんど分断され、近代ヨーロッパ諸国の法制度を模倣することから始

まったのが現在のわが国の倒産法の流れである。

### 現代倒産法の機能と現実の分析

佐藤 鉄 男

(大学法学部助教授)

現在、わが国では、倒産法制として、①破産を筆頭に、②和議、③会社更生、④会社整理、⑤特別清算の五つが用意されている。これらは、倒産を裁判所において、法律家の手で法的に処理するものである。ところが、現実の倒産事件がこれら五つの制度で処理される割合は、地域差はあるものの、せいぜい一割程度にすぎない。裁判所の門をくぐらず、関係者の合意を軸

に処理される「私的整理」がかなりの割合を占めるほか、まともな後始末もなされないケースも多いとされる。このことは、現行の倒産法が十分機能していない何よりの証左とも言える。すなわち、右の五つの制度を利用して、債権者への配当は少ない上に時間がかかり、価値観の多様化する社会で配当秩序は動揺し、また、債務者の更生（再建）の確保もおぼつかない現状への人々のクールな認識の結果でもあろう。また、仮に裁判所の倒産手続が利用されても、わが国の倒産法は、倒産に係りして浮上する法律問題の全部をカバーできていないわけでもない。このような倒産法の危機的な現実こそが、私の倒産法研究の動機となつて

いるように思う。

たとえば、倒産に大いに関連する問題でありながら倒産法の視点からの分析が乏しいものとして、取締役責任の問題がある。企業が倒産した際に、これを倒産に至らした経営者への批判は高まり、とりわけ債権の焦げつきに直面する債権者の不満は切実なものとなる。そこで、会社財産と経営

者の個人財産が渾然一体化している法人成り企業が多いわが国では、倒産時に債権者から取締役の第三者責任（商法二六六条ノ三）が追及されることかきわめて多かつた。すなわち、倒産した会社財産からの満足で不足する分の損害を、取締役の個人財産から回復するかの如く利用されていたのであつた。ところが、この取締役の第三者責任の追及が、背景にある会社の倒産処理との関係を意識してなされることは少なかつた。そのために生じる問題点を分析し、取締役責任を会社の倒産処理の一環に位置づけて規制がなされている諸外国の法と比較しながら研究を展開した成果が『取締役倒産責任論』（信山社）である。民法、商法といった法分野の枠組みにとらわれず、倒産に關係する未解決の交錯領域の問題をさらに研究していくのが今後のさらなる課題である。

また、東京協和・安全、コスモ、木津の各信組と兵庫銀行で、近時大きな社会問題となつている金融機関の破綻処理もかねてからの関心であつた。事は、倒産法の問題

に尽きず戦後の日本経済、金融行政からむ総合政策的分析を要する問題ではあるが、倒産法にとつても重要である。すなわち、諸外国（特にアメリカ）と違い、わが国では、金融機関の「倒産能力（裁判所の倒産手続の利用適格のこと）」を否定してない。しかし、現実には、金融機関の破綻が裁判所の倒産手続で処理されるという例はなく、大蔵省、日銀、その他の監督官庁による行政的処理が試みられている。これは、現行倒産法の守備範囲と限界を示す問題として、倒産法で何ができ、また何が不足しているのか、今後の方向性をいろいろと考えさせる。石黒一憲ほか『国際金融倒産』（経済法令研究会）にて、預金保険との關係を含め若干の分析をまとめたが、種々の分野からの研究成果も参考にしながら、私なりの研究をさらに展開できればと思つている。

さて、右の二つの問題は、くしくも倒産との關係でわが国の裁判所の制度が十分な機能を果たしていないことを示すものであつたが、実は裁判所の機能不全はこの分

野に尽きることはない。裁判所本来の司法作用についても同様である。すなわち、形骸化する刑事裁判、国民の裁判離れの進む民事裁判と、司法の危機が叫ばれて久しい今、司法問題も私の関心の一つとなつている。北海道大学在職中の、元裁判官の渡部保夫教授、行政法が本来の専攻の木佐茂男教授らとの共同研究をきっかけに、司法問題を勉強し続けている。とりわけ、国民が民事の問題について、気軽に利用でき、かつ納得のいく解決ができるような司法制度を実現するにはどうすればよいのかという視点で思いをめぐらしている。右の共同研究の成果である渡部ほか『テキストブック現代司法』（日本評論社）を出発点にして、各地の裁判所を見て回り（これは全国に広がりつつある裁判ウォッチングにも關係する）、裁判所の現状とあるべき方向性の発見に努めている。この点は、ゼミ学生にも呼びかけることで、私の教育活動の一環ともなりつつある。

バブル崩壊から五年目に入ったが、こういう景気は上昇気流にのらず、株価はピーク時の四割強の水準に張り付いたまま、不良資産の累積、円高、大地震、金融機関の経営破綻、「価格破壊」という名のデフレと続く経済情勢は、六〇数年前の「グレート・デインフレーション」の亡霊を想起させる。

経済発展的にいえば、その多くの場合、リーダー・ネイションの経済システムの矛盾が表面化しながら、次代の成長センターとなる国が世界経済を牽引できるだけの意志と力量に不足していることは否めない。

マーシャルとケインズは、その意味で、大恐慌の前提となるイギリスからアメリカへの経済のリーダーシップの転移をいち早く察知し、経済大国イギリスのシステム上の病状についてさまざまな機会をとらえ、大学の枠を越えて訴え続けたエコノミストとして、ユニークな存在であろう。

マーシャルは、当初、経済学ではなく、数学とその応用分野であった量子物理学に関心をもっていた。しかし人間固有の心理

作用である「自意識」の分析可能性をめぐる激しい論争に感化を受けて、マーシャルは、自意識こそ「人間の能力のより高度で、より速やかな発展の可能性」の基盤であるという研究方向に一変した。

経済大国の興亡  
—マーシャル、ケインズ、近代日本の経済学—  
西岡 幹 雄  
(大学経済学部教授)

ケンブリッジ所蔵の彼の前半生の草稿と文書を判読した結果、経済学

以前の彼がいかに心理学に没頭していたことがわかる。そこでは、哲学の流れをくむ連合主義と、進歩的めざましかった脳神経研究とを融合して、人間が外部環境に対して的確かつ可塑的に情報処理と意志決定・行動を下すエルゴノミック分析に至っていたことが判明する。

しかし彼の心理学研究は、この段階でストップする。なぜなら、こうした「自立的

人間」は、その固有のメカニズムだけで明らかに行けるものではなく、これと相互依存にある経済環境との関係で考えざるをえないからである。しかも一八七〇年当時、貧しい民衆の生活にもかかわらず、世界経済政治の覇者は、マーシャルからすれば、その繁栄がアメリカや統一ドイツによる技術革新と大胆な経済組織創出によって危惧すべき事態を迎えつつあった。

今日、残された初期マーシャル文書には、経済大国としての誇りと、なお見えぬ人々の真の豊かな社会像を語ってやまない。彼がその主著『経済学原理』に至るまでに取り上げようとした、時間と不確実性、経済における情報の完義、人間投資、企業の弾力的戦略論、自由競争と独占ないし管理経済の関係、企業間系列、技術革新に応じた組織と人材の育成、Coop、経済成長の下でしわ寄せを被りやすい婦人や子供の保護、企業と産業に対する金融、行政規制などのテーマは、人々の豊かなライフ・スタイルと国際競争力の維持との間で、アメリカ、イギリスそしてドイツの経営者たちに調査

と見学を嫌われながらも、自分の目で学びとろうとした、“Realities and Facts”の所産でもあった。

同時代の経済学者であつたワルラスやジエヴォンズが、その研究を始めて数年で分析モデルの骨格を完成させたのに対して、マーシャルの場合、企業と産業の革新活動が、国民経済の物的・精神的な成長の究極的な保障であるという確信を得るまで、二〇年の歳月を要した。だがそれまでの間、経済・社会・政治・文化のあらゆる局面を想定したうえで、結局彼が英国の現状分析において、“Human Economy of Industry”に行き着いた過程こそ重要であろう。マーシャルは大恐慌を目前にしてこの世を去るが、その実質的な最終著作である『産業と貿易』では、将来のイギリスが成長センターとしてのアメリカとの協調を主軸にすべきこと。その後は、太平洋諸国、とくに日本との関係こそ重視されることになるように予言した。

これに対して、ケインズが、マーシャルの弟子として、通貨と金融の究明から、大

恐慌と相前後して独自の理論と政策体系を樹立したことは、周知のところである。しかしマーシャルとケインズとが基礎にしていた経済的リアリティをフラットに比べれば、前者がなおも新産業と企業の組織活力によつて世界経済での英国のリーダーシップの回復が可能であると考えたのとは対照的に、後者にはそれらの自立的な反転力が予想できず、政府がなんらかの管理経済的方法を持ち込まぬ限り、現状では米ソの間で埋没してまうという孤高の経済イメージが漂う。マーシャルが“Industry”という人間の創造力と自立力につねに信頼をおいたのに対して、ケインズはこれを「自由放任主義の過ち」であるとした違いにもつながろう。

翻つて、「昭和の大恐慌」以降の我が日本の経済思想を鑑みると、自由経済思想に対して、「こゝでの統制と行政指導」が勝利し、そのことがケインズ政策の表面的な手法をも一方的に取り込んで、現在に至るまでの「日本的経済システム」を形造つてきたことは事実である。

しかし、今日の「平成不況」を観察するとき、これまでのテキスト・ファイルされたケインズ政策と、六〇有余年の命脈を保つてきた日本の経済システムだけでは、前述したように出口は見えそうにもない。ということは、状況としてケインズ以前の経済社会思想を、もう一度、再検討し、そこから広範なアイディアの摘出によつて、新たな経済像構築の可能性ができたことも意味する。そうだからといって、一回限りの社会現象を対象とする経済学をケインズ以前の理解に戻せというのではない。ただ、ケインズやワルラスの多大な影響の下で考察されることの少なかつたマーシャルの経済学に、現状打開の糸口があるのではないかと思つている。その意味で、現時点での私は、マーシャル・ルネサンスが来たらんことを期待するものである。

筆者の研究テーマは、大きくいえば、日本語に内在する様々な規則性や不規則性を解明しようとすることである。もちろん日本語という巨大で複雑な対象のすべての側面を一人の人間が扱うことなど到底不可能であり、いくつもの極めて限定された課題に取り組んで来た。

その一つに、ある種の語（便宜上、単語より大きな単位も含めて語という）の用法を明らかにしようとするところがある。単純化していえば、ある語Aが出現しうるパターン（あいまいな表現だが目をつむって頂きたい）を、出現しえないパターンから区別して特徴づける規則を示そうとすることである。ごく簡単な例をあげれば、「決して行かない」、「決して行くものか」とは言えるが「決して駄目だ」、「決して違う」などとはいわないということから、「決して」の後の述語は否定形式（ナイ、マイ、ズ）か反語に限る、（従って、例えば「全然」とは異なる（全然だめだ、全然違う、等と言えらぬ）といった規則を見出すことができる（ここでのいう規則とはそれに従うべき規範

という意味ではなく、現象に内在する法則性という意味である）。

語の用法を記述しようとする時、大別して二つの研究方法が存在する。一つは実在する様々な資料（文学作品とか新聞とか）

## 言語研究の方法

服部

匡  
(女子大学助教授)

の中からその語を含む文例を収集し、整理して法則性を見い出そうとする、いわば、帰納的な方法である。もう一つは、より研究者個人の直観に依拠する、いわば演繹的な方法であり、問題になりそうな文例を自在に作ってみて

その、日本語としての自然度を判断することから出発するものである。これら二つの方法は、車の両輪のように補い合わねばならぬものであろう。

実例から出発する際には、資料が有限の

量しかないことが問題になる。早い話、五百例中に出現しないパターンも五千例中になら出現するかもしれない。逆に研究者の直観に依存しようとする場合には、実際には存在するパターンの見落とし、個人的な経験の相違による文の自然度の判断の偏りといった点が問題になりうる（多人数にアンケートを取ればそうした判断の偏りが是正できるかといえれば必ずしもそうではない。なぜなら、文の適否の判断は、その文を様々な文脈に結び付けて解釈する能力に多分に依存するし、それには「訓練された直観」の働きを必要とするからである）。さらに、文の適否の判断というのが必ずしもクリアークットではなく、「言うような気がするが実際に言うことがあるかよくわからない」というケースが少なくないことも問題となる。

さて、資料から出発する方法を取ろうとする場合に今後有力な武器となると思われるのが計算機上で利用可能な大量の言語データである。英語圏では以前から計算機可読な言語データの蓄積が行われておりそれ

## 「私の研究」

を利用した研究も盛んであるが日本でも、最近いくつかの全国紙の記事のデータが研究目的に利用可能となり筆者も活用している。

具体例として、よく問題になる「全然」という副詞について考えよう。規範的な観点から「全然」の後の述語は本来否定形式でなければならず、肯定形式を用いるのは誤用である」とする論は枚挙に暇がない（「本来」というのが「歴史的にみて」の意味ならそれは明白な誤りで明治期にはそんな制約はなかったのだが、その点は今問題としない）。

規範的な観点からの議論はともあれ、実態として現代の日本語において「全然」という語がどのような述語と共に用いられているかは興味ある話題である。

この語について五年分の新聞記事(朝日)のデータから約二千個の用例を得た。おおよその結果を示すと、述語は次の四つの場合が特に多い。①否定形式(～ナイ、～ズ、～マイ) 約78%、②違う 約17%、③駄目だ 約3%、④別だ 約1%。これらで

全体の約99%を占める。他には、「まだまだ、パーだ、冷静だ、いい(かまわない、の意)、嘘だ、のんびりムードだ、あかん、ずれちやつてる、大丈夫だ、涼しい、楽だ、無視する、逆だ」といった例がある。いくつか掲げよう。

例1 はたの人には、私が、全然冷静のように見えるらしいんです。(歌手のインタビュー)

例2 実際「一割ぐらい人を削つても、全然大丈夫」っていう会社の幹部もいる。

例3 きの方の方が全然楽。

例4 ドイツは思ったより、全然涼しいです

新聞という資料の性格上、口頭語をそのまま反映したような例は少ないものの、おおよその傾向は参考になる。特に「違う、別だ」のように、狭義の否定形式ではないが相違や不一致を表す例が多い事は興味深い。また1-4のような例は頭で考えてはまず思い付かないものでありこうした例が直ちにえられるところに電子化資料の真価がある。

多くの場合「全然」は、予想(期待)されたり、基準として想定されたりする事態と実情との不一致や相違を示すような文(狭義の否定文はその典型)で用いられ、その相違が極度であることを表す機能を有している。よく問題にされる「全然良い」という言い方にしてもこれが例えば「通常の比較対象や予想とまったく異なるほど良い」、「まったく(通常予想される)欠点のないほど良い」のような意図で用いられるとするなら、「全然」の一般的な機能の延長線上に位置づけることも可能である(金田一春彦氏に早く類似の見解が見られる(『新日本語論』一九六六))。

いずれにせよ、こうした大規模な言語データベースの出現は、疑いなく言語研究のあり方に影響を与える。

とはいえ、データの量が増えるのに比例して研究成果があるわけではないという点を痛感させられる。より適切かつ実りある利用法を模索していく必要があると思われる。

はじめに

編集委員会からいただいたテーマは「文学作品を生徒にどのように教えるか」である。中学から高校まで国語の教科書には、それぞれの学年の発達段階に応じて、古典・漢文・近現代の短詩型文学（俳句・短歌・詩）、さらには物語・小説に至るまで、さまざまな時代の、さまざまなジャンルの「文学作品」が掲載されている。それらを全て限られた紙数で記すことはできない。そこで、教室では実際に文学作品をどのように読んでいるか、読むべきかを記しながら教室における「文学教育」、いわば「読み」の方法論の概略について述べることにする。

## 一 教室の「読み」の行為

教室で文学作品を読む行為は、個人の読書行為とは根本的に異なる面がある。それは、作品を中心に据えた集団的な営みであるという点である。生徒と生徒、そして生徒と教師で創り出す集団的な営みである。

そこには、自ずと生徒の積極的な参加をうながす「方法論」が必要になる。

今、全国的には、この教室の「読み」の行為の方法論をめぐってさまざまな実践が民間の研究団体で行なわれている。主なものをあげてみると次のようなものがある。

## 教室における文学作品の読み

加藤 昌 孝

(同志社香里中学・高等学校教諭)

「児童言語研究会」の一読総合法、

「文芸教育研究会」の「だんどり・た

しかめ・まとめ読

み」という方法、

「教育科学研究会」

の形象の「読み」

から主題をとらえる

方法、「科学的読

みの研究会」の「構造読み」から「形象読み」そして「主題読み」へ展開する「読み」の方法などである。また、「日本文学協会・国語教育部会」では、戦後一貫して生徒の主体形成に主眼をおいた文学教育の理論

的・実践的研究が続けられている。

これらの団体の研究・実践の基調には、「教室の主人公は生徒である」という思想が貫かれている。つまり、あくまで生徒の作品の「読み」を大切にしながら、集団的にどう高まっていくかという「授業過程論」を視野に入れた実践であるという点で共通している。

私は、こうしたすぐれた実践に学びながら日々拙い実践を試みている。

## 二 普段着の言葉での対話

私の授業では、生徒も教師も日常普段に使用している言葉で「対話」を行なっている。教室では、関西弁が飛び交っている。これは教室を本音で語り合う場としての

「自由な空間」を創造したいと願っているものである。またこれは「文学教育」の場において、率直な意見・感想の交流が成立しなければ、集団的な「読み」の行為は不可能であると考えられるからである。生徒が安心して自分の思ったことを言い合える「場」は、「文学教育」に不可欠な前提条件である

と長年の実践を通じて確信している。生徒は「文学作品」を真ん中にして、友人として教師と普段着の言葉でのキャッチボール（対話）を通じて、他者との違いや共通点を発見し、自己認識を深化させ相対化していく。人間関係が希薄化し無機質化しているといわれる今日状況の中で、教室における人間関係の回復は急務である。文学作品の読み、教室での普段着の言葉のキャッチボールが、少しでもそのことに寄与できればと考えている。

### 三 生徒にすぐれた教材を

全てとは言わないが、概して教科書掲載の文学作品（古典・漢文も含めて）に対する生徒の反応は悪い。教科書掲載の作品が、生徒の現実認識や問題意識と乖離していることにその主な要因があるのだろうと考える。また、活字離れ（古典語など外国語視している）が深刻化している状況もあるだろう。さらに生徒を取り巻く精神的・文化的状況が利他的であることにも原因があるだろう。そうした状況下で、現在「文学教

育」は困難になってきていると言わざるを得ない。

そこで、私は、教科書掲載の作品にこだわらずに、教材発掘をしながら自主教科書を編集している。生徒とともにすぐれた作品を読みたい、生徒の心を揺さ振るような「文学教育」を展開したいと願っている。特に皮相なアクセサリ的・教養主義的な作品では、生徒の未来の糧にはならないと思うからである。すぐれた文学作品（教材）の持つ教育力を確信するからである。しかし、同時に私の実践は同志社という学園だからできるのだと同志社の「自由」に感謝している。

#### さいごに

私は、文学教育の根底に「イメージづくり」をおいている。実際の授業では、言葉をしていねいに追いつながら、言葉の創りだす形象性を大切にして、作品世界から生徒が受けとめる「イメージ」を組織しながら授業を展開している。若い生徒の感性による「読み」の行為、そこから紡ぎだされる豊かな

なイメージに依拠しながら、生徒同士、そして私のそれを「普段着の言葉」でぶつ合い、絡ませながら、「集団的な読み」の教室、「自由でのびのびとした空間」の構築のため暗中模索の授業を展開している。

こうした取り組みを通じて、生徒の存在を「後生畏るべし」と認識できるかどうか、つまり未来の主権者として目前の生徒を認識しきれるかどうかが、教育の根本であると最近感じようになった。

なお、具体的な実践・授業の記録に触れられず抽象的なものになった。お詫びしたい。